

令和2年度家庭における省エネ支援事業補助金制度のQ&A

〔補助金交付申請書〕

Q:申請者の印鑑は、シャチハタはダメか。

A:シャチハタではなく、朱肉を使用する認印を使用してください。

Q:申請書の印鑑と誓約書の印鑑は、同じ印鑑でないとダメか。

A:意思表示として同じ印鑑を使用してください。

〔補助金の交付対象者〕

Q:H26.3.31以前に建築された住宅を中古で購入し、購入後6年が経過していない場合、補助の対象となるか。

A:対象となります。

Q:住宅の居住者がその住宅の所有者ではない場合は、補助対象となるか。

A:住宅の所有者でない居住者が、住宅の所有者の了承を得て補助対象機器を設置し、その費用を当該居住者が支払った場合は対象となります。

〔補助対象機器〕

Q:SIIに登録申請中の蓄電システムは、補助対象機器となるか。

A:補助金交付申請書兼請求書が当協会に提出された時点で、登録されていない場合は対象となりません。

〔補助金の予定件数〕

Q:補助金の予定件数は、何件か。

A:受付件数は予算(20,000千円)の範囲以内であり、「蓄電システム」設置と「蓄電システムと太陽光発電システム」設置を合わせて、予算に達した時点で申請受付は終了します。

〔提出書類〕

Q:補助対象機器は令和2年4月1日以後に設置するが、領収書の日付が令和2年3月となるが補助の対象となるか。

A:対象となりません。令和2年度事業は令和2年4月1日からとなっていることから、領収書の日付も令和2年4月1日以後となります。

Q:設置工事の完了日を確認する資料は何か。

A:補助対象機器設置後の写真で確認するとともに、太陽光発電システムは添付書類の「電力受給契約内容のお知らせ」等の内容で確認します。

Q:住宅の「登記事項証明書」以外の公的書類とは何か。

A:住宅の新築年月日が確認できる「登記簿謄本」、「登記済権利証」及び市町が発行する「固定資産税納税通知書」等です。

Q:固定資産税納税通知書は、建築年月日の証明書類となるか。

A:新築年月日が記載されているものは、証明書類となります。

(新築年のみで、月日が記載されていない通知書は証明書類となりません。)

Q:登記事項証明書等の住宅所有者と異なる補助金申請者は、自ら居住していることを証明する公的書類は必要か。

A:必要です。自らが居住することを証明する公的書類として「住民票」や「パスポート」、又は有効期限のある「運転免許証」や「国民健康保険被保険者証」等があります。

Q:賃貸住宅や共同住宅は、補助の対象外か。

A:営業等に使用されている住宅は対象外であり、種類として表示が「共同住宅」や「居宅・店舗」、「居宅・事務所」は対象外です。

Q:自分の所有である賃貸借住宅に住み、その屋根に自己所有の太陽光発電を設置し、蓄電システムを設置するが、補助金の対象となるか。

A:住宅の区分で、登記事項証明書や固定資産税・都市計画税の納税通知書の種類が「賃貸住宅」は、自己所有の賃貸住宅でも対象外です。

Q:自分の所有する敷地内に自宅と自分が所有する賃貸住宅があるので、この賃貸住宅の屋根に太陽光発電施設を設置し、自宅に蓄電システムを設置したが、補助金の対象となるか。

A: 賃貸住宅は、自己所有の賃貸住宅でも対象外です。

Q:最初に太陽光発電システムを設置し、その後に蓄電システムを設置した場合は、同時設置の対象となるか。

A:補助対象機器の設置期間内にそれぞれが設置を完了し、受付期間内に同時に補助申請がなされた場合には、対象となります。